一般原則の見直し事務局案(新旧表)

第 項 用語の意義

日本標準職業分類(以下「職業分類」という。)に使用する用語の意義は、 次に定めるところによる。

事務局案

(1)課業

個々のひとまとまりの業務をいう。

(2)職務

<u>1つの経済単位のために</u>1人の人が遂行する課業のまとまりをいう。

[削る]

(3)職業

<u>課業の類似性によって特徴付けられる職務のまとまりをいう。</u>

第1項 用語の意義

[新規]

[新規]

(1) 仕事

職業分類において仕事とは、一人の人が遂行するひとまとまりの任務や 作業をいう。

現行(第5回改定)

(2) 報酬

職業分類において報酬とは、賃金、給料、利潤(個人業主)、その他名目のいかんを問わず、労働への対価として給されたものをいう。なお、賃金・給料等には、現物(自家生産物を除く。)を含む。

したがって、次のような収入は、報酬に当たらない。

- ア 利子、株式配当、家賃、間代、小作料、権利金等の財産収入(ただし、アパート経営、貸金等により労働の対価として得ている場合を除く。)
- イ 恩給法、生活保護法、厚生年金法、国民年金法、雇用保険法等の社会 保障制度に基づく収入又はその他の年金収入
- ウ 小遣い、仕送り金等の贈与
- エ 競馬、競輪、競艇、パチンコ等の配当又は景品
- オ 預貯金引出、保険金受取、借入、不動産等の売却による収入
- カ 自己所有の株券等の売買差益による収入
- キ 学生・生徒が受ける奨学金等の学資金
- ク 職業訓練施設において、職業訓練生が受ける訓練手当・褒賞金

(3) 職業

職業分類において職業とは、個人が行う仕事で、報酬を伴うか又は報酬を目的とするものをいう。

ただし、自分が属する世帯の家業に従事している家族従業者が行う仕事は、報酬を受けているかどうかにかかわらず、一定時間(例えば、一日平均2時間、あるいは通常の就業者の就業時間の3分の1以上の時間等)当該仕事に従事している場合には、その仕事を職業とみなす。

したがって、次のような仕事は、職業に当たらない。

ア 自分が属する世帯のため、家事や家庭菜園の作業を行う場合又は留守

現行(第5回改定) 事務局案 番等を行い小遣いを得た場合 イ PTA・子供会の役員、社会福祉活動、ボランティア活動等のように 無給の奉仕活動に従事している場合 また、窃盗、恐喝、とばく、売春、密輸等の違法行為及び公序良俗に反 する行為並びに受刑者の行う仕事は、いずれも職業とはみなさない。 「新規〕 (4)職能 ある職務における課業を遂行する能力をいう。 (5)(1)から(4)までに定めるもののほか、この職業分類において使用 (4) (1)から(3)までに定めるもののほか、この職業分類において使用する用 する用語は統計法 (平成 19 年法律第 53 号) において使用する用語の 語は、統計法(平成19年法律第53号)において使用する用語の例による。 例による。 第2項 職業分類の適用原則及び分類項目の設定原則 第2項 職業分類の適用単位 職業分類は、1人の人を単位としてその遂行する職務を通じて適用する。 職業分類は、仕事を分類すると同時に人に対してその仕事を通じて適用し、 職業別の統計を表示するために用いられるものである(注1)。 (注1) 分類項目は、人に対して適用するため、従事者など人を表す表現を用 いる。 この職業分類の分類項目は、事業所の産業分類、個人の就業形態及び仕事の 期間や継続性とは独立に設けられる(注2)。 (注2) 産業と職業の内容が密接であると考えられる農林水産業については、 この限りではない。 また、分類項目は、仕事の内容の類似性、仕事に従事する人数等によりその 仕事が社会的にどの程度一つの職業として確立しているかを考慮して定める。 この考慮すべき仕事の内容の類似性は、次のとおりとする。 職業分類の目的等の整理に (1) 仕事の遂行に必要とされる知識又は技能 (2) 事業所又はその他の組織の中で果たす役割 おいて具体的な検討を実施 (3) 生産される財・サービスの種類 (4) 使用する道具、機械器具又は設備の種類 (5) 什事に従事する場所及び環境 (6) 仕事に必要とされる資格又は免許の種類 仕事に必要とされる負俗又は免許の種類

事務局案

第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号

(1) 職業分類の構成

職業分類の構成は、大分類、中分類、小分類の3段階の階層とする。ただし、1つの中分類に設ける小分類は9個までとする。

大分類は、分類項目の設定原則に基づき、大分類A管理的職業従事者及 び大分類B専門的・技術的職業従事者を国際比較の観点も踏まえ設定し、 それ以外の職業を大分類Cから大分類Kに区分し、大分類Lを分類不能の 職業として次のとおり設定した。

A 管理的職業従事者

B 専門的·技術的職業従事者

C 事務従事者

D 販売従事者

E サービス職業従事者

F 保安職業従事者

G 農林漁業従事者

H 生産工程従事者

I 輸送・機械運転従事者

J 建設·採掘従事者

K 運搬·清掃·包装等従事者

L 分類不能の職業

(2) 職業分類の分類符号

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。

イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連 の通し番号で表記する (ただし、大分類L-分類不能の職業を除く。)。

- ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。
- エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類されない雑分類項目であることを表す。

現行(第5回改定)

第3項 職業分類の分類表の構成及び分類符号の表記

(1) 分類表の構成

職業分類の分類表の構成は、大分類(12)、中分類(74)及び小分類(329)の三段階分類とする。ただし、一つの中分類に設ける小分類の数は九個までとする。

大分類の分類項目の名称並びに中分類及び小分類の数は、次の表のとおりとする。

(分類表:略)

[新規]

(2) 分類符号の表記

職業分類の分類符号の表記は、次のとおりとする。

- ア 大分類符号は、アルファベット大文字で表記する。
- イ 中分類符号は、大分類符号がAの大分類から始まる二けた数字の一連の 通し番号で表記する(ただし、大分類Lー分類不能の職業を除く。)。
- ウ 小分類符号は、三けたの数字で表記し、その上位二けたまでは中分類符号を表す。
- エ 小分類符号のうち上から三けた目の数字は、1から9までの数字による 十進法に準じた表記とし、その数字が9のものは、その項目が他に分類さ れない雑分類項目であることを表す。